

## 「令和3年度 横浜市自立生活安定化支援事業業務委託」契約結果

「令和3年度 横浜市自立生活安定化支援事業業務委託」について、公募型プロポーザル方式で、受託候補者を特定し、次のとおり契約しました。

- 1 件名 令和3年度 横浜市自立生活安定化支援事業業務委託
- 2 委託内容 本来一時的な利用が前提である簡易宿所等や無料低額宿泊所、法的位置づけのない施設を居所としている生活保護受給者のうち、緊急連絡先がないことや民間賃貸住宅等での生活経験が乏しいなどの理由伊より、民間賃貸住宅等への転居が困難な方に対して、民間賃貸住宅等への転居促進及び転居後の安定した生活継続の支援を図る。
- 3 契約の相手方 中高年事業団やまて企業組合 横浜支店
- 4 契約金額 ￥25,499,999
- 5 契約日 令和3年4月1日

### 6 評価結果

提案者	評価点数	順位
中高年事業団やまて企業組合 横浜支店	587点	1

### 7 評価基準・評価委員会開催経過等

評価委員会 開催日時	令和3年1月18日(月) 9時00分～10時15分
評価委員会 開催場所	市庁舎18階 なみき13会議室
評価委員 出席状況	5人中5人出席
評価基準	別紙のとおり

- 8 問い合わせ先 健康福祉局生活福祉部生活支援課 TEL：045-671-2403

# 令和3年度 横浜市自立生活安定化支援事業業務委託 提案書評価基準

## 1 基本的な評価事項

受託者の決定にあたっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用し、評価点の最も高い提案者を受託候補者とします。

## 2 評価点

提案書に基づき提案内容を評価し、評価点を与えます。

評価点の満点は157点とします。

## 3 評価点の最も高い者が2以上あるときの対応

評価点の最も高い者が2以上あるときは、評価基準表（表1）「2 支援実施体制に関する事項」の合計点数が最も高い者を特定します。なお、それでも決しない場合は、評価基準表（表1）の「3 支援に関する事項」の合計点数が最も高い者を特定します。

## 4 評価方法

(1) 評価基準表（表1）の各評価項目に配分する得点は次のとおりです。

評価項目	配点	割合
1 基本事項	25点	15.9%
2 事業実施体制に関する事項	45点	28.7%
3 利用者への支援に関する事項	80点	51.0%
4 ワーク・ライフ・バランスに関する取組事項	6点	3.8%
5 障害者雇用に関する取組事項	1点	0.6%
合計	157点	100.0%

(2) 採点方法

ア 評価段階について

(ア) 評価項目1、2、3について、A、B、C、D、Eの5段階評価を行います。

A	B	C	D	E
特に優れている	優れている	問題はない	不十分な点がある	妥当でない

(イ) 評価項目4、5について、A、Bの2段階評価を行います。

A	B
取組がなされている	取組がなされていない

イ 評価点について

(ウ) 評価項目1、2、3の各項目について、5点満点とし、A=5点、B=4点、C=3点、D=2点、E=0点とします。

例えば、表1において配点5点の場合

評価がAであれば評価点は  $5 \times 5 / 5 = 5$  点

評価がBであれば評価点は  $5 \times 4 / 5 = 4$  点

評価がCであれば評価点は  $5 \times 3 / 5 = 3$  点

評価がDであれば評価点は  $5 \times 2 / 5 = 2$  点

評価がEであれば評価点は  $5 \times 0 / 5 = 0$  点

(エ) 評価項目 4 および 5 の各項目について、1 点満点とし、A = 1 点、B = 0 点とします。

例えば、表 1 において配点 1 点の場合、

評価がAであれば評価点は  $1 \times 1 / 1 = 1$  点

評価がBであれば評価点は  $1 \times 0 / 1 = 0$  点

ウ 評価点を算出するにあたり、特に重視する項目については 2 又は 3 を乗じることとします (表 1 参照)。

### (3) その他

全ての評価項目を絶対評価により採点します。

表1 評価基準表

評価項目	評価の着眼点	配点	重点項目
1 基本事項	1.1 生活困窮者に対する相談支援業務実績は本事業の目的達成に十分か。	5	× 2
	1.2 何を目的に事業を行い、どのような効果が得られると考えているのか。また、それらは妥当か。	5	
	1.3 簡易宿泊所や無料低額宿泊所、法的位置づけのない施設を居所としている生活保護受給者の現状を理解しているか。また、本人の状態像に応じた転居支援・生活支援の必要性と課題の認識及び取組方針は妥当か。	5 (10)	
	1.4 提案内容と概算見積のバランス	5	
2 実施体制に関する事項	2.1 支援スタッフの配置は想定される業務量に対して十分か。スタッフの急な退職・休業等への対応策は考えられているか。	5 (15)	× 3
	2.2 統括責任者は転居支援員・自立生活支援員に対してアドバイスできるだけの業務経験を有しているか。 転居支援員及び自立生活支援員はそれぞれ相談援助業務の経験及び必要な知識・資格を有しているか。	5 (15)	× 3
	2.3 支援スタッフが本市の関係機関や寿地区の地域特性、生活保護受給者の状況等を理解し、自立に向けた転居支援・生活支援を行うために必要な知識・技術力を高めるための研修機能は十分か。	5 (15)	× 3
3 支援に関する事項	3.1 ア 生活保護受給者の転居支援を取り巻く課題を踏まえたうえで、物件の情報収集やスムーズな転居に向けた仲介業者等との連携が期待できるか。	5 (10)	× 2
	イ 保証会社の利用や緊急連絡先の確保が期待できるか。	5	× 3
	ウ 家主や仲介業者等から緊急連絡が入った時に十分に対応できるか。	(15)	
	エ 対象者との信頼関係構築について、対象者の状態像を踏まえたうえでの支援方法や手順について具体的な提案がされているか。	5 (10)	× 2
	3.2 ア 体験アパートの必要性を理解しているか。また、そこで実施する生活支援により、一般アパート等への転居が期待できるか。	5 (15)	× 3
	イ 提案された家計相談支援やアフターフォロー等のプログラム内容は、地域での自立生活継続が期待できるものか。	5 (15)	× 3
	ウ 提案された取組みにより、地域での自立した生活の継続が期待できるか。	5	
	3.3 区福祉保健センター、その他関係機関と連携を図り、支援要請に対する即応性や効果的な業務遂行が期待できるか。	5	
	4 ワーク・ライフ・バランスに関する取組事項	4.1 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定（従業員 101 人未満の場合のみ加算）	1
4.2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定（従業員 301 人未満のみ加算）		1	
4.3 次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみんマーク、プラチナくるみんマーク）の取得		1	
4.4 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし）の取得		1	
4.5 若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール）の取得		1	

	4.6 よこはグッドバランス賞の認定の取得	1	
5 障害者雇用に関する取組事項	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率 2.2%の達成 ( (従業員45.5人以上の場合) 、又は障害者を1人以上雇用している (従業員45.5人未満) )	1	

※ 配点欄の ( ) 内の数字は、特に重視する項目について配点欄の点数に重点項目欄の数値を乗じたものです。